

令和4年度福島県一般会計補正予算（第2号）

令和4年度福島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,928,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,276,392,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		217,072,998	1,251,625	218,324,623
	1 地 方 交 付 税	217,072,998	1,251,625	218,324,623
9 国 庫 支 出 金		245,260,210	3,209,461	248,469,671
	1 国 庫 負 担 金	40,703,111	242,063	40,945,174
	2 国 庫 補 助 金	201,957,176	2,967,398	204,924,574
12 繰 入 金		127,158,460	213,945	127,372,405
	2 基 金 繰 入 金	126,232,442	213,945	126,446,387
15 県 債		142,445,833	253,700	142,699,533
	1 県 債	142,445,833	253,700	142,699,533
歳 入 合 計		1,271,463,908	4,928,731	1,276,392,639

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		88,607,969	325,000	88,932,969
	5 水 産 業 費	4,522,891	325,000	4,847,891
7 商 工 費		172,988,469	4,095,346	177,083,815
	1 商 工 業 費	170,744,769	4,095,346	174,840,115
11 災 害 復 旧 費		8,824,257	508,385	9,332,642
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,323,432	96,119	5,419,551
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	67,443	412,266	479,709
歳 出 合 計		1,271,463,908	4,928,731	1,276,392,639

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
緊急経済対策資金（令和4年福島県沖地震対策特別資金）損失補償	令和4年度から 令和16年度まで	80,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 住 宅 災 害 復 旧 費	84,900	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができるものとす る。
計	84,900			

(2) 変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立学校施設等 災害復旧事業	31,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	169,600	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
社会教育施設 災害復旧事業	16,700				47,100			
計	120,379,833				120,548,633			